

手話の歴史

明治時代初期



多くのろうあ者は、家族や身近な人とだけ通じる身振り（ホームサイン）を使っていました。



ただ、家族や身近な人とのコミュニケーションも十分とれていたとはいえず、孤立していました。

1878年（明治11年）

古河太四郎は日本で初めてのろう学校「京都府立盲聾院」を開設し、考案した「手勢法」でろう教育を行いました。入学者は、盲人17名、ろうあ者31名でした。



1880年（明治13年）ミラノ会議



イタリア・ミラノで開かれたミラノ会議で「ろう学校で手話を使うことを禁止し口話のみを奨励する」と決議され、世界的にろう教育で口話法が採用されることになりました。

日本でも手話が禁止

1933年からは日本のろう学校でも手話の使用は発語の妨げになると禁止されていました。



少しでも手話を使うと手をはたかれたり、「私は手話を使いました」と書いた紙を首から下げる、バケツを持って立たされたりすることもありました。

それでも受け継がれてきた手話

学校外や寄宿舎で後輩が先輩から手話を学んだり、ろう学校卒業生が同窓会やろうあ組織をつくり、集団の中で手話は生き続けてきました。手話は社会では偏見の目で見られていた時代だったため、ろうあ者は隠れて手話をしていたのです。



1947年（昭和22年）全日本聾啞連盟結成

群馬県の伊香保温泉に約200名のろうあ者が集まり「全日本聾啞連盟結成大会」を開催しました。



社会に手話が広がっていく

1969年（昭和44年）「わたしたちの手話（1）」発刊

1970年（昭和45年）手話奉仕員養成事業の開始

1973年（昭和48年）手話通訳設置事業の新設（地域活動促進事業のメニュー）

1976年（昭和51年）手話奉仕員派遣事業の開始（地域活動促進事業の拡大）

1993年（平成5年）文部省、手話をコミュニケーション手段として認知

文部省は、学校教育は基本的に国語（日本語）による教育をベースとするが、手話をコミュニケーション手段の一つとして認知し、教育の手段として位置づけました。

2006年（平成18年）国連障害者権利条約採択

障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）が国連総会において採択され、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。と明記されました。

2010年（平成22年）バンクーバー会議

カナダ・バンクーバーで開かれた世界ろう教育会議で「ろう教育はすべての言語とコミュニケーション方法を受け入れる」などの声明が発表されました。

2011年（平成23年）障害者基本法改正

改正「障害者基本法」で、「言語（手話を含む。）」と明記されました。



2014年（平成26年）障害者権利条約批准

2016年（平成28年）「障害者差別解消法」、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」施行



2017年（平成29年）国連「手話言語の国際デー（9月23日）」採択



2018年（平成30年）4月1日

「富山県手話言語条例」施行